

ち いきりよくあつ ぶ し か
地域 力 UPのための仕掛け

きょう ぎ かい

協 議 会 (じ りつ し えんきょう ぎ かい
自立支援 協 議 会)



ち い き ね っ と わ ー く
さっぽろ地域づくりネットワーク
わ ん お ー る
ワン・オール



きょうぎかい ぜんぺん 協議会とは<前編>

じょうけん
条件

やくわり
役割

- しょうがいふくしけいかく れんどう ねんとう
『障害福祉計画』との連動を念頭に、
- こべつ に - す ちいきかだい ちゅうしゅつ ちいき
「個別のニーズから地域課題の抽出」と「地域
の支援体制の整備」を、複数同時進行あるいは繰
り返し行うことです。
- とき きょうぎかい きのう はっき
その時、「協議会の6つの機能」が発揮され、そ
の時々々の状況にあわせて「協議会の組織」を
じゅうなん へんか きょうぎかい かっせいか
柔軟に変化させることで、協議会は活性化して
いきます。
- そうだんしえんかいぎ きょうぎかい ほうこく かだい
「相談支援会議から協議会へ」報告される課題
こそが協議会で話し合われる内容の中心という
ことになります。

きょうぎかい こうへん 協議会とは＜後編＞

じょうけん
条件

- また、協議会の場に一方的な要望や陳情、バトルを持ちこまないなどのルールと、
- 行政も民間も協議会では自分も相手も尊重しながら参加する1人ひとりの構成員として対等な関係を作ること、話し合いの内容については守秘義務が守られることなどを共有することが重要です。
- このような環境の中で今までになかった新しいものを生み出していくための柔軟性と創造（想像）性が発揮される新しい協議のスタイル、「新しい文化」が生まれる。それが協議会です。

あたらしい ぶんか
「新しい文化」

- きょうぎかい るーる
・ 協議会のルール
- きょうぎかい やくそく
・ 協議会の約束

せいどじょう いちづ
制度上の位置付け

しょうがいしゃそうごうしえんほう
「障害者総合支援法」

だいはちじゅうきゅうじょう さん
第八十九条の三

そうだんしえんかいぎ きょうぎかい かだい ほうこく
相談支援会議から 協議会へ 課題の報告

きょうぎかい きのうち はっき
「協議会の6つの機能」を発揮しながら、
ときどき じょうきょう じゅうなん へんか
その時々々の状況にあわせて柔軟に変化していく
きょうぎかい そしき
「協議会の組織」

- こべつ にーず ちいきかだい ちゅうしゅつ
「個別のニーズから地域課題の抽出」 たとえば事例その1
- ちいきかだい せいり ぶんせき
「地域課題の整理と分析」 たとえば事例その2
- ちいき しえんたいせい せいび
「地域の支援体制の整備」 たとえば事例その3

しょうがいふくしけいかく れんどう
『障害福祉計画』との連動

やくわり
役割

のために

じょうけん
条件

ひつよう
が必要となる。

あた ぶん か
「新しい文化」

- きょうぎ かい る ー る
・ 協議会のルール
- きょうぎ かい やくそく
・ 協議会の約束

せい と じょう い ち づ
制度上の位置付け

ここ

しょうがいしゃそうごう し えんほう
「障害者総合支援法」

だいはちじゅうきゅうじょう さん
第八十九条の三

ページ

P 4

そうだん し えんかい ぎ きょうぎ かい か だい ほうこく
相談支援会議から 協議会へ課題の報告

きょうぎ かい き の う は っ き
「協議会の6つの機能」を発揮しながら、

ときどき じょうきょう じゅうなん へん か
その時々々の状況にあわせて柔軟に変化していく

きょうぎ かい そ し き
「協議会の組織」

こ べ つ ち い き か だい ちゅうしゅつ
「個別のニーズから地域課題の抽出」

ち い き か だい せいり ぶんせき
「地域課題の整理と分析」

ち い き し えん たい せい せい び
「地域の支援体制の整備」

しょうがいふくしけいかく れんどう
『障害福祉計画』との連動

せいどじょう いち 制度上の位置づけ

- どのまちにも ^{きょうぎかい} 協議会 ^{ひつよう} が必要です。
- 「^{しょうがいしゃそうごうしえんほう} 障害者総合支援法」の第89条 ^{だい} の3な ^{じょう} どによって、^{きょうぎかい} 協議会 ^{めいかく} は明確 ^{ほうてき} に法的 ^{いち} に位置づけられました。
- 「^{じりつしえんきょうぎかい} 自立支援協議会」を「^{きょうぎかい} 協議会」と改 ^{あらた} め、^{めいしょう} 名称 ^つ の付け方 ^{かた} も ^{じゅうなん} 柔軟になりました。

⇒ いぜん きょうぎかい いち あいまい
以前は 協議会の位置づけが曖昧だったか
せいど か いま きょうぎかい
もしれません。制度が変わった今、協議会
か ひつよう
も変える必要がありますよね！？

しょうがいしゃそうごうしえんほう 障害者総合支援法

（きょうぎかい せっち 協議会の設置）

だいはちじゅうきゅうじょう さん ち ほうこうきょうだんたい たんどく また きょうどう
第八十九条の三 地方公共団体は、単独で又は共同して、
しょうがいしゃなど し えん たいせい せい び はか かんけい き かん かんけいだんたい
障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体
なら しょうがいしゃなどおよ か ぞくなら しょうがいしゃなど ふく し いりょう
並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、
きょういくまた こよう かんれん しょく む じゅう し もの た かんけいしゃ じ
教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次
こう かんけい き かんなど こうせい きょうぎかい
項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を
お づつ
置くように努めなければならない。

2 ぜんこう きょうぎかい かんけい き かんなど そうご れんらく はか
前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることによ
ち いき しょうがいしゃなど し えんたいせい かん か だい
り、地域における障害者等への支援体制に関する課題について
じょうほう きょうゆう かんけい き かんなど れんけい きんみつ か はか ち
情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地
いき じつじょう おう たいせい せい び きょうぎ おこな
域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

しょうがいしゃそうごうしえんほう しょうぶん
障害者総合支援法の条文によると

きょうぎかい もくてき
協議会の“目的”は、

しょうがいしゃなど しえん
障害者等への支援の
たいせい せいび はか
体制の整備を図る

しょうがいしゃそうごうしえんほう しょうぶん よ か 障害者総合支援法の条文を読み替えると きょうぎかいほんらい やくわり 協議会の“本来の役割”は、

かんけいきかんなど そうご れんけい はか
関係機関等が相互の連絡を図る

- そうだんしえんかいぎ きょうぎかい かだい ほうこく
相談支援会議から協議会へ課題の報告

ちいき しょうがいしゃなど しえんたいせい かん かだい じょうほう きょうゆう
地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有

- こべつ に ー ず ちいきかだい ちゅうしゅつ
個別のニーズから地域課題の抽出

かんけいきかんなど れんけい きんみつか はか
関係機関等の連携の緊密化を図る

- ちいきかだい せいり ぶんせき
地域課題の整理と分析

ちいき じつじょう おう たいせい せいび
地域の実情に応じた体制の整備

- ちいき しえんたいせい せいび ちいきかだい かいけつ
地域の支援体制の整備(地域課題の解決)

あたらし ぶんか
「新しい文化」
ここ

- きょうぎかい るーる
・ 協議会のルール
- きょうぎかい やくそく
・ 協議会の約束

せいどじょう いちづ
制度上の位置付け
しょうがいしゃそうごう しえんぽう
「障害者総合支援法」
だいはちじゅうきゅうじょう さん
第八十九条の三

そうだん しえんかいぎ きょうぎかい かだい ほうこく
相談支援会議から 協議会へ課題の報告

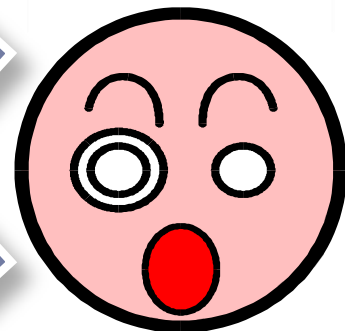
きょうぎかい きのう はつき
「協議会の6つの機能」を発揮しながら、
ときどき じょうきょう じゅうなん へんか
その時々々の状況にあわせて柔軟に変化していく
きょうぎかい そしき
「協議会の組織」

こべつ ちいきかだい ちゅうしゅつ
「個別のニーズから地域課題の抽出」
ちいきかだい せいり ぶんせき
「地域課題の整理と分析」
ちいき しえんだいせい せいび
「地域の支援体制の整備」

しょうがいふくしけいかく れんどう
『障害福祉計画』との連動

きょうぎかい るーる 協議会のルール

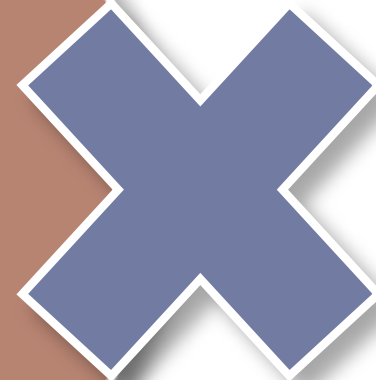
ぎょうせい
行政



ようぼう
要望

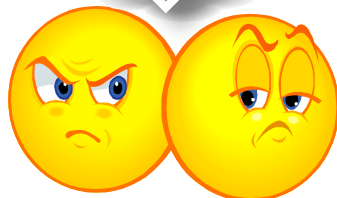
ちんじょう
陳情

ばとる
バトル



きょうぎかい ば も こ
協議会の場には持ち込まないで、
やくしょ か う ん た る
役所のカウンターでやって下さい。

あきらめ



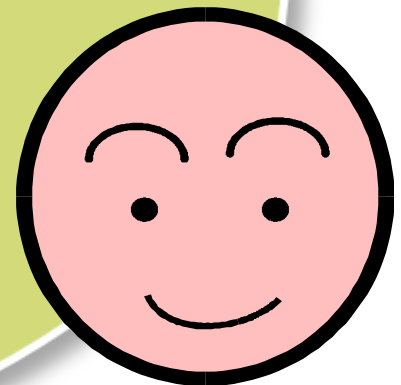
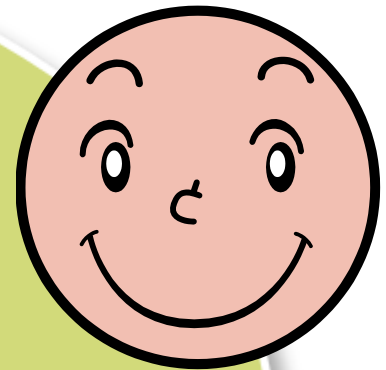
まえ
でもその前に！



やくしょ か う ん た -
役所のカウンターでやったり、
あきらめてしまうより、

きょう ぎ かい ば いっしょ かんが ほう
協議会の場で一緒に考えた方が

たが め り っ と
お互いにメリットが
ありませんか？



きょう ぎ かい

やくそくばらすあるふあ

協議会の3つの約束 + α

ページ
P 7

そんちょう

• 尊重

じぶん こと あいて こと
-自分の事も相手の事も

たいとう

• 対等

ひとり さんかしゃ
-1人の参加者として

しゅひ

• 守秘

あんしん はな
-安心して話せるために

じゅうなんせい

そうそう

そうそう

せい

しょうぶ

• 柔軟性と、創造（想像）性で勝負！！

な じゅうよう
「慣れ」も重要な

ようそ
要素です。

きょうぎかい ほんらい やくわり 協議会の本来の役割は、

• そうだん しえん かいぎ きょうぎかい かだい ほうこく
相談支援会議から協議会へ課題の報告

• こべつ に一ず ちいき かだい ちゅうしゅつ
個別のニーズから地域課題の抽出

• ちいき かだい せいり ぶんせき
地域課題の整理と分析

• ちいき しえん たいせい せいび ちいき かだい かいけつ
地域の支援体制の整備(地域課題の解決)

やくわり じっこう うつ
この役割を実行に移すためには
る - る やくそく だいぜんてい
「ルール」と「約束」が大前提

あたらしいぶんか
「新しい文化」

- きょうぎかい るーる
・ 協議会のルール
- きょうぎかい やくそく
・ 協議会の約束

せいどじょう いちづ
制度上の位置付け
しょうがいしゃそうごう しえんぽう
「障害者総合支援法」
だいはちじゅうきゅうじょう さん
第八十九条の三

そうだん しえんかい ぎ きょうぎかい かだい ほうこく
相談支援会議から 協議会へ 課題の報告

ここ

きょうぎかい きのう はつき
「協議会の6つの機能」を発揮しながら、
ときどき じょうきょう じゅうなん へんか
その時々々の状況にあわせて柔軟に変化していく
きょうぎかい そしき
「協議会の組織」

こべつ ちいきかだい ちゅうしゅつ
「個別のニーズから地域課題の抽出」
ちいきかだい せいり ぶんせき
「地域課題の整理と分析」
ちいき しえんだいせい せいび
「地域の支援体制の整備」

しょうがいふくしけいかく れんどう
『障害福祉計画』との連動

そうだんし えんかいぎ 相談支援会議

① サービス担当者会議

ほんにん ごうい え ほんにんちゅうしんし えんけいかく もと し えんしゃ かお
本人から合意を得た本人 中心支援計画に基づいて、支援者が顔
あ ぐたいてき し えん じつげん ちょうせい ば
を合わせ、具体的な支援を実現させるための 調整の場です。

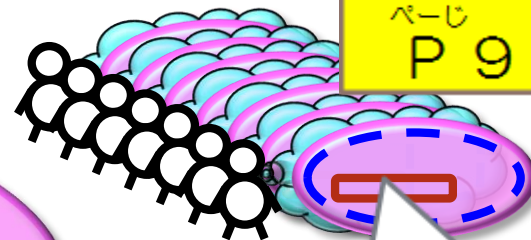
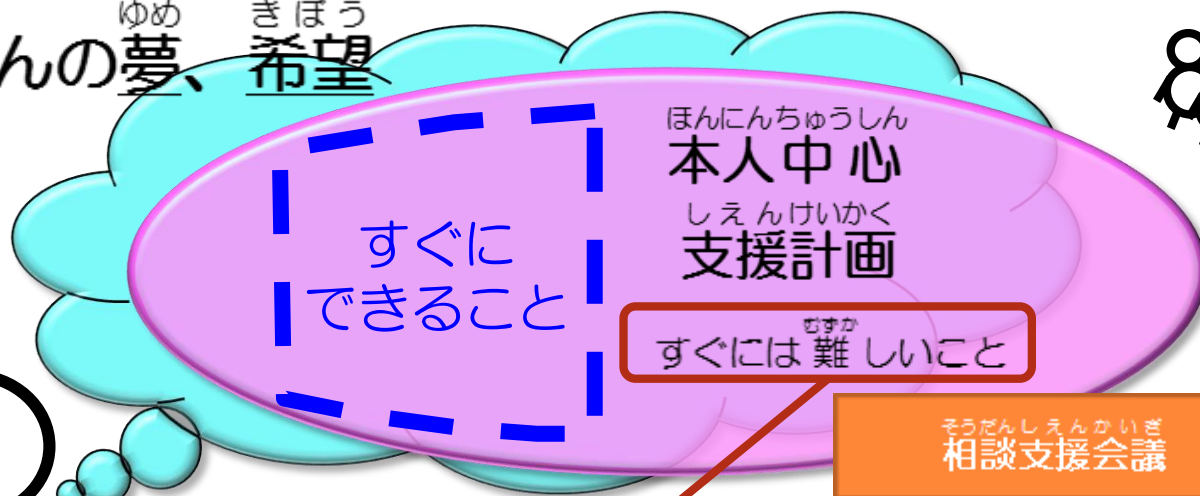
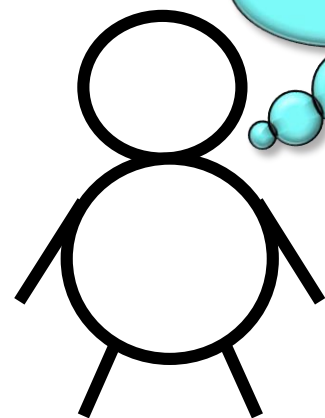
② ケア会議

し えん ちょうせい お ほんにんちゅうしんし えんけいかく じっこう
支援の調整を終えて、本人中心支援計画を実行（または
へんこう じゅん び ととの だんかい ほんにん し えんしゃ あつ
変更）する 準備が整った段階で、本人と支援者が集まり、そ
れぞれの役割分担の確認と本人の応援の励ましをする場です。

ほっかいどう け あ かいぎ かなら ほんにん さんか
北海道ではケア会議には必ず「本人」が参加するとしています。

⇒この相談支援会議で、本人の夢や希望があるのに、現状では

「すぐには 難しいこと」があれば、「応える術が見当たらない
課題」として確認され、協議会へ報告される。



ひー Bさん、しー Cさん、
でー Dさん・・・の
ケースからも、協
議会に課題や、本人
中心支援計画が持
ち込まれる

しゅひぎょうがまも
守秘義務が守れる
メンバーが構成員
となる

そうだんしえんかいぎ
相談支援会議

- さーびすたんとうしゃかいぎ
・サービス担当者会議
- けあかいぎ
・ケア会議

かだい
課題

せいり
整理

ゆめきぼうの想
いに応える術
が、インフォ
ニマルもフオ
ニマルも含め
て見当たらないという課題

せいか
成果

ちいき しえん
地域の支援
体制の整備

ほんにんちゅうしんしえんけいかく あつ ぶかい
本人中心支援計画が集まる部会
(サービス等利用計画等検証部会)

- ちいき かだいちゅうしゅつ
・地域の課題抽出
- さーびすたんとうりようけいかく けんしょう
・サービス等利用計画の検証
- ほんにんちゅうしん
・本人中心になっている
- りえきゆうどう など
・利益誘導されていない など

ちいきかだいかいけつ てだ
地域課題解決のための手立て

- ぶかい せっち
・部会の設置

- ぶろじえくと けんしゅう しょうがいふくしけいかく はんえい など
・プロジェクト ・研修 ・障害福祉計画に反映 など

きょうぎかい
協議会

こうてき きょうぎかい しょうにん ごういけいせい ほか
「公的な協議会」として承認・合意形成を図りながら

きょうぎかい ほんらい やくわり 協 議 会 の 本 来 の 役 割 は、

• そうだん しえん かいぎ きょうぎかい かだい ほうこく
相 談 支 援 会 議 か ら 協 議 会 へ 課 題 の 報 告

• こべつ に一ず ちいき かだい ちゅうしゅつ
個 別 の ニ ー ズ か ら 地 域 課 題 の 抽 出

• ちいき かだい せいり ぶんせき
地 域 課 題 の 整 理 と 分 析

• ちいき しえん たいせい せいび ちいき かだい かいけつ
地 域 の 支 援 体 制 の 整 備 (地 域 課 題 の 解 決)

やくわり じっこう
この役割が実行されるための

し く こうせいいん ひつよう
仕組みと構成員が必要

あたらしいぶんか
「新しい文化」

- きょうぎかい るーる
・ 協議会のルール
- きょうぎかい やくそく
・ 協議会の約束

せいどじょう いちづ
制度上の位置付け
しょうがいしゃそうごう しえんぽう
「障害者総合支援法」
だいはちじゅうきゅうじょう さん
第八十九条の三

そうだん しえんかいぎ きょうぎかい かだい ほうこく
相談支援会議から 協議会へ 課題の報告

ここ

きょうぎかい きのう はっき
「協議会の6つの機能」を発揮しながら、
ときどき じょうきょう じゅうなん へんか
その時々々の状況にあわせて柔軟に変化していく
きょうぎかい そしき
「協議会の組織」

こべつ ちいきかだい ちゅうしゅつ
「個別のニーズから地域課題の抽出」
ちいきかだい せいり ぶんせき
「地域課題の整理と分析」
ちいき しえんだいせい せいび
「地域の支援体制の整備」

しょうがいふくしけいかく れんどう
『障害福祉計画』との連動

いっぱんてき きょうぎかい きのう 一般的な協議会の機能

じょうほうきのう 情報機能

- こんなんじれい たいおう あ かた じょうほうきょうゆう
 困難事例への対応の在り方を情報共有
- ちいき しょじょうほう きょうゆう
 地域の諸情報を共有する

ちょうせいきのう 調整機能

- ちいき かんけいきかん ねっとわーくこうちく
 地域の関係機関によるネットワーク構築
- ちいきしえんりよく たか やくわりぶんたん ちょうせい
 地域支援力を高めるための役割分担と調整

かいはずきのう 開発機能

- ちいきしんだん
 地域診断
- ちいき しゃかいしげん かいはず かいぜん
 地域の社会資源の開発、改善

きょういくきのう 教育機能

- こうせいいん ししつこうじょう ば かつよう
 構成員の資質向上の場として活用

けんりようごきのう 権利擁護機能

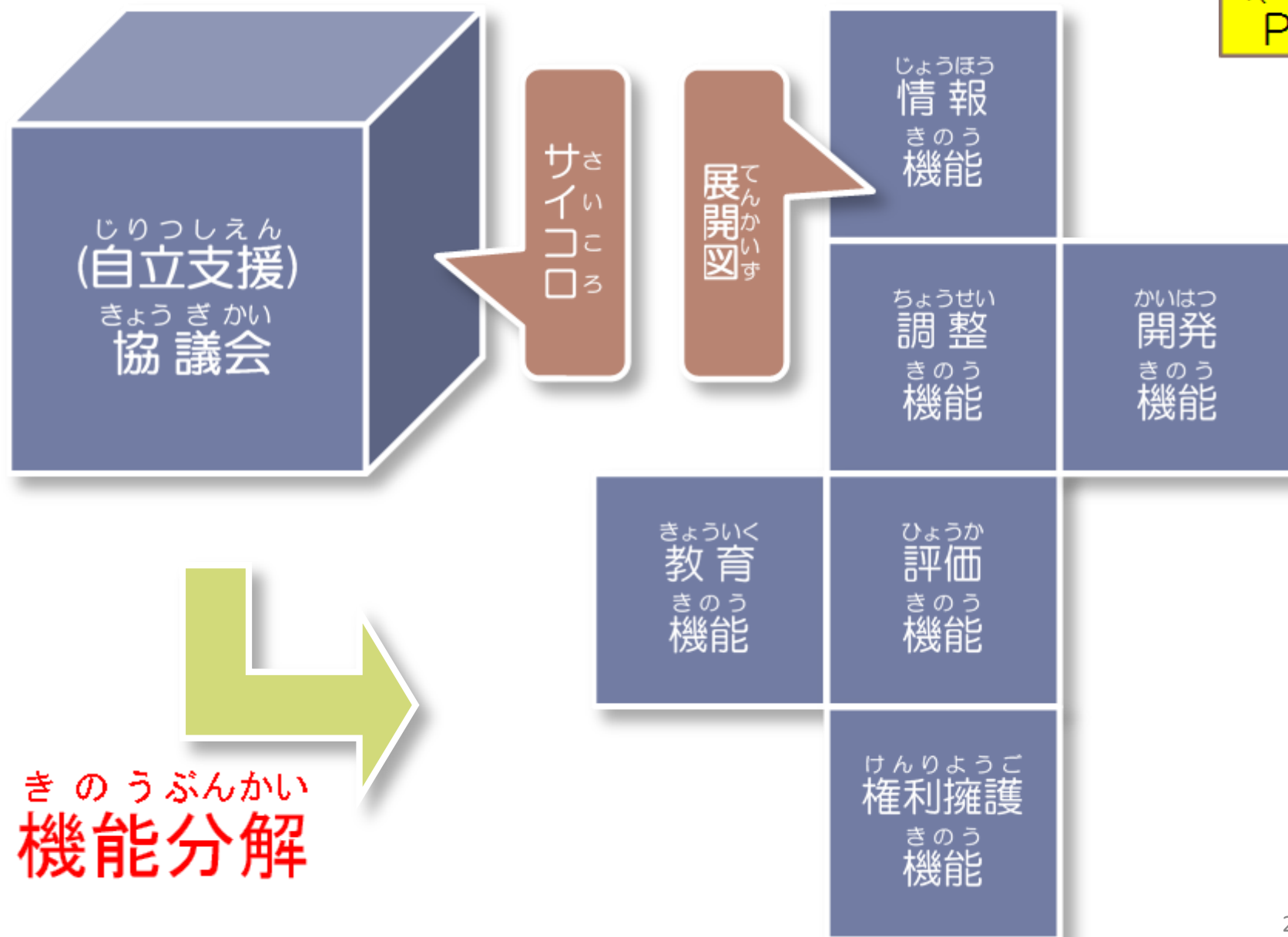
- けんりようご かん と く てんかい
 権利擁護に関する取り組みを展開する

ひょうかきのう 評価機能

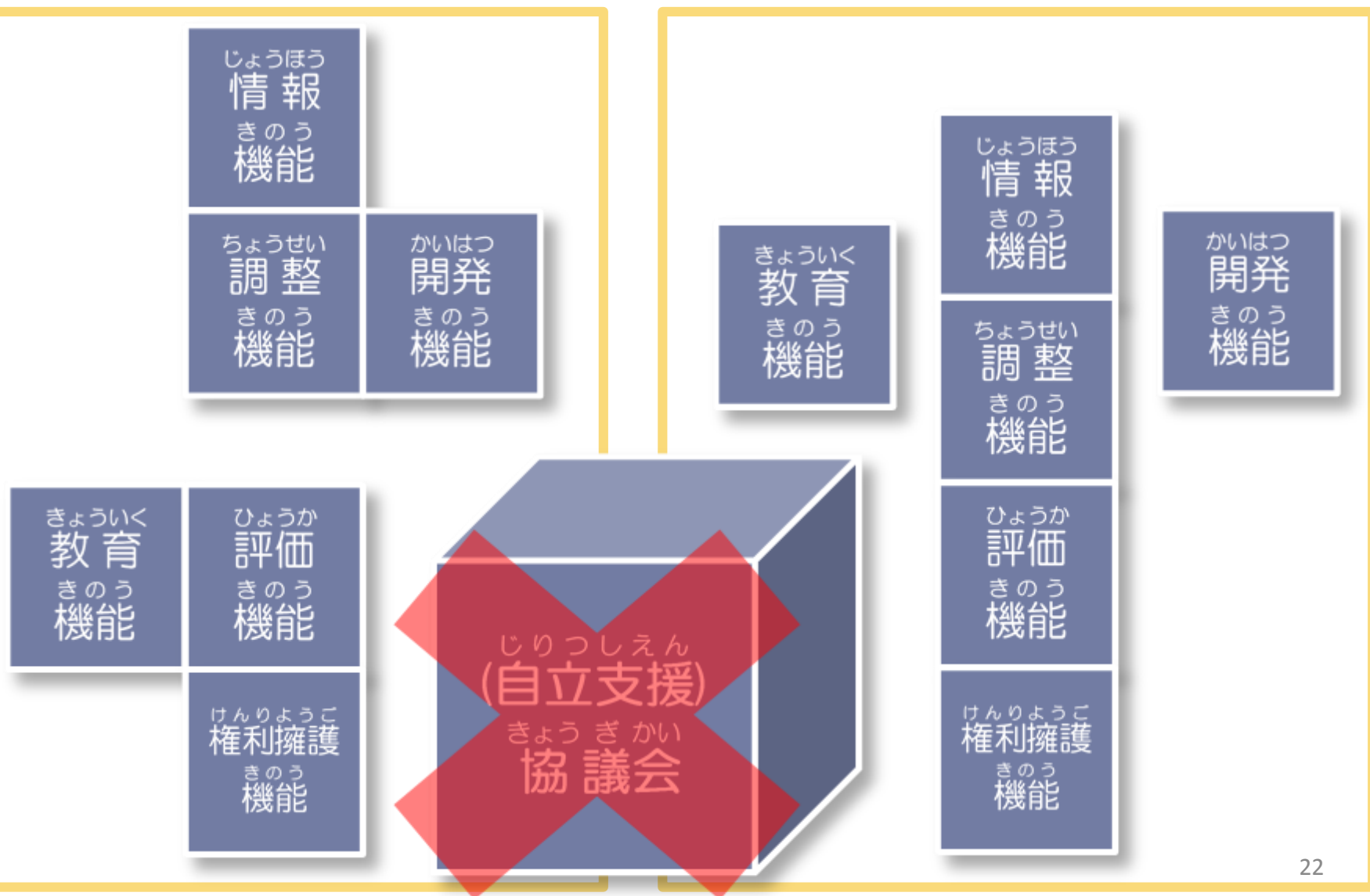
- ちゅうりつ こうへいせい かくほ かんてん いたくそうだんしえんじぎょうしゃ うんえいひょうか
 中立・公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価
- さーびすりようけいかくさくせいひたいしょうしゃ じゅうどほうかつしえんじぎょうなど ひょうか
 サービス利用計画作成費対象者、重度包括支援事業等の評価
- しょうそんそうだんしえんきのうきょうかじぎょうおよ とうふけんそうだんしえんたいせいせいびじぎょう かつよう
 市町村相談支援機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業の活用

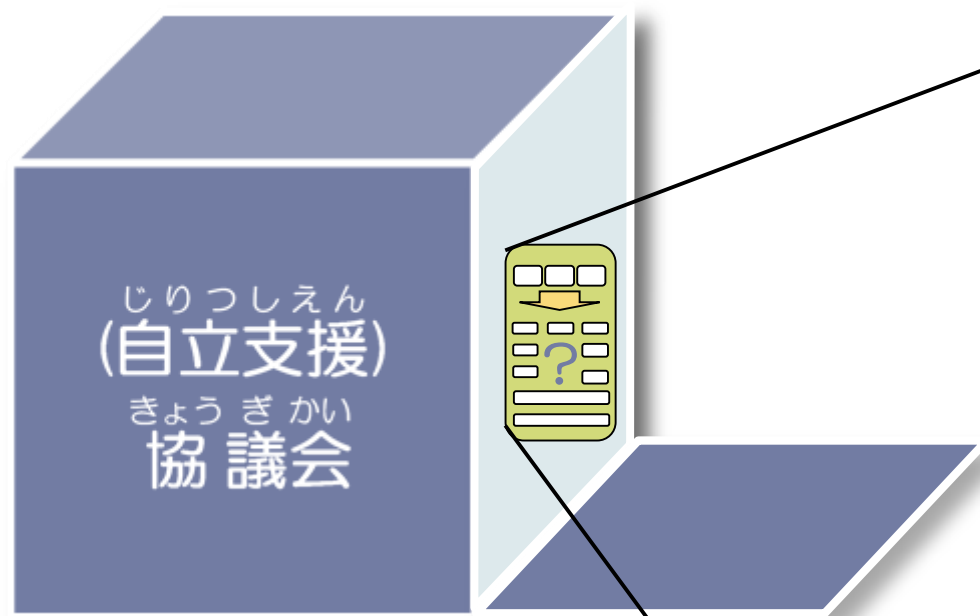
きょうぎかい
「協議会」と「6つの機能」をサイコロに置換えられるかも・・・

ページ
P 12

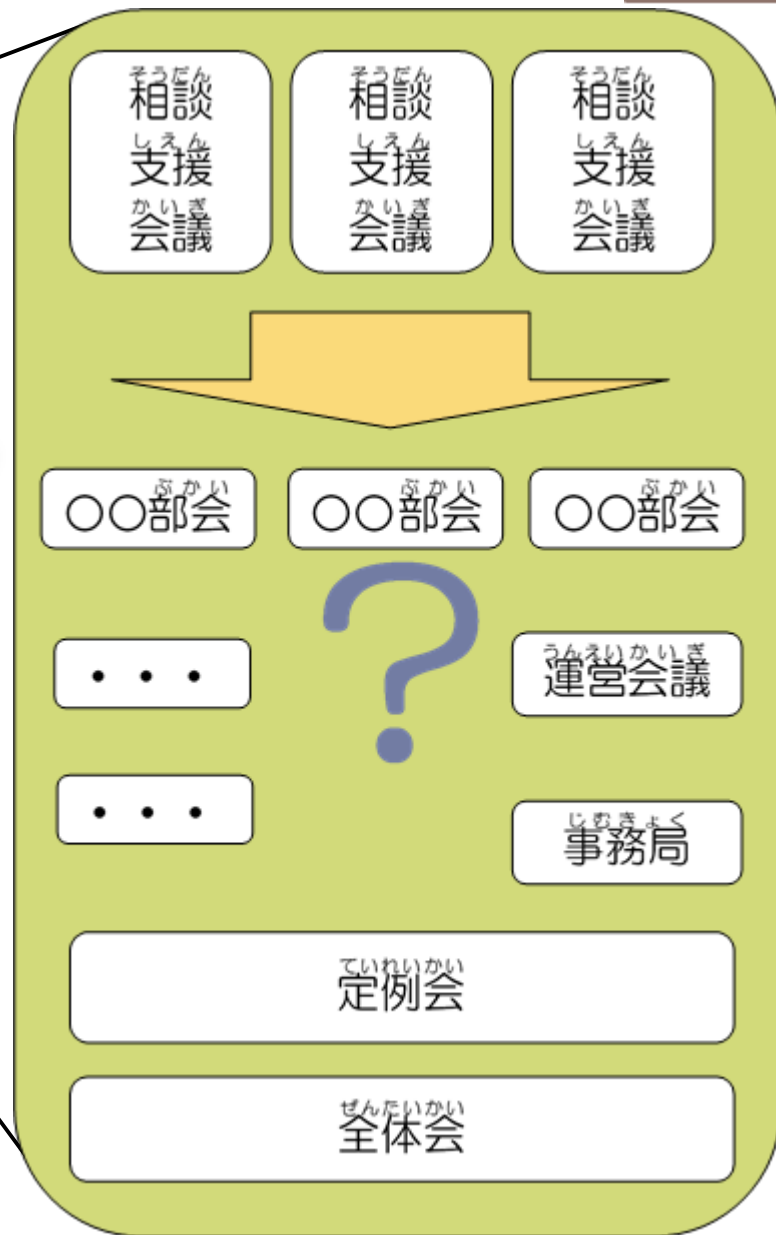


「6つの面（機能）」をバラバラにすると
「サイコロ（協議会）」にはならない！





「^{きょうぎかい}協議会^{きのう}の6つの機能^き」
^{はっき}を発揮^{きょうぎかい}するための協議会
^{そしき}の組織^{さいころ}を、サイコロ（協
^{ぎかい}議会^{なか}）の中に、時々^{ときどき}の
^{じょうきょう}状況^{じゅうなん}にあわせて柔軟に
^{つく}作る^{ひつよう}必要があります。



ちいきかだい へるばー じんざいかくほ すきるこうじょう 地域課題:「ヘルパーの人材確保とスキル向上」

① きょうぎかい はったつしょう さーびすりよう
協議会で、「発達障がいのあるサービス利用
希望者がいても、マンパワーや、障がい特性
理解を原因にサービスとのマッチングができづ
らい」という個別の相談支援活動情報を共有。

じょうほう
情報の
機能

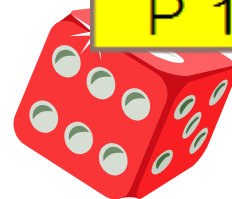
③ ぶろじえくと けんとう はったつしょう
プロジェクトでの検討をもとに、発達障がいの
特性理解を中心的な内容とした研修会を2回
シリーズで開催する案がかたまり、協議会で
承認される。
(研修会という新たな資源開発)

② きょうぎかい きょうゆう じょうほう そう
協議会で共有された情報が、いくつかの相
談支援活動で課題となっている状況を確認
し、個別の課題から地域課題であると整理(調
整)され、研修会開催に向けたプロジェクトを
作ることとなる。

ちようせい
調整
きのう
機能

かいはつ
開発
きのう
機能

ページ
P 13



じっさい ひがしく
実際に東区で
おこな れい
行われた例。

きょういく
教育
きのう
機能

ひょうか
評価
きのう
機能

⑥ ①で共有された情報は、個別の相談支援活
動を評価したうえで、協議会に投げかけられた結
果。札幌市の「課題調べシート」も評価のため
のツールのひとつ。

④ ①～③のプロセスそのものからも、個別の相
談活動から見える課題の抽出の仕方や、地
域課題の整理の仕方、研修会の企画運営等
が学べ、研修会の内容そのものも資質の向上
につながった。

けんりようご
権利擁護
きのう
機能

⑤ ちいきかだい かいけつ む かつどう
地域課題の解決に向けた活動そのものや、
今回の研修会の内容が、地域での個別支援場
面に生かされれば、地域で生活する1人ひとり
の人のニーズの実現につながる。

きょう ぎ かい き の う

協 議 会 の 機 能 ふ た た び

じょうほう きのう
情 報 機 能じぶん す し
自分たちが住むまちのことを知るちょうせい きのう
調 整 機 能じぶん す かんが
自分たちが住みやすいまちを 考 えるかい は つ き の う
開 発 機 能じぶん す
自分たちが住みやすいまちをつくるきょういく きのう
教 育 機 能じぶん たか
自分たちが高めあいながらまちをつくるけんりょう ぎ きのう
権 利 擁 護 機 能だれ ゆめ きぼう も
誰もが夢や希望を持てるまちをつくるひょうか きのう
評 価 機 能つね よ そうそう
常により良くと創造しつづける

きょうぎかい ほんらい やくわり 協議会の本来の役割は、

• そうだん しえん かいぎ きょうぎかい かだい ほうこく
相談支援会議から協議会へ課題の報告

• こべつ に一ず ちいき かだい ちゅうしゅつ
個別のニーズから地域課題の抽出

• ちいき かだい せいり ぶんせき
地域課題の整理と分析

• ちいき しえん たいせい せいび ちいき かだい かいけつ
地域の支援体制の整備(地域課題の解決)

きょうぎかい きのう
「協議会の6つの機能」は、
やくわり きのうぶんかいてき しめ
この役割を機能分解的に示したもの

あた ぶん か
「新しい文化」

- きょうぎ かい る ー る
・ 協議会のルール
- きょうぎ かい やくそく
・ 協議会の約束

せいど じょう い ち づ
制度上の位置付け

しょうがいしゃそうごう し えんほう
「障害者総合支援法」
だいはちじゅうきゅうじょう さん
第八十九条の三

そうだん し えんかい ぎ きょうぎ かい か だい ほうこく
相談支援会議から 協議会へ課題の報告

きょうぎ かい きのう はつき
「協議会の6つの機能」を発揮しながら、
ときどき じょうきょう じゅうなん へんか
その時々 状況 にあわせて柔軟に変化していく
きょうぎ かい そしき
「協議会の組織」 **ここ**

こべつ ちいきかだい ちゅうしゅつ
「個別のニーズから地域課題の抽出」
ちいきかだい せいり ぶんせき
「地域課題の整理と分析」
ちいき しえんだいせい せいび
「地域の支援体制の整備」

しょうがいふくしけいかく れんどう
『障害福祉計画』との連動

標準的な協議会の組織

ページ
P 18

そしき 組織	もくてき ないよう 目的・内容	こうせいいん 構成員	かいさいひんど 開催頻度	ぼいんと ポイント
運営会議 (事務局会議)	- 協議事項や提出資料の調整等、協議会全体の運営について協議する場 - 運営スケジュールの作成、管理	- 基幹相談支援センター - 行政担当 - 相談支援事業 - 必要に応じて地域の中核的なメンバー	定例会や全体会、部会の開催準備に必要回数。	構成員が行政と相談支援のどちらかに偏ることのない、バランスのとれた体制で
サービス等 利用計画等 検証部会 部会	- 地域課題の抽出を行う場。 - サービス等利用計画が本人中心になっているか、特定の事業体へ利益誘導されていないかなどの検証	- 基幹相談支援センター - 行政担当 - 相談支援事業	月に1回程度定期的に	- 構成員は守秘義務が守れるメンバー - 地域の規模によって、こども発達支援センターや地域包括支援センターなども
	専門部会 - 地域課題ごとに議論を深める場 - 社会資源開発や改善の提案	課題ごとに地域の中核的なメンバー	月に1回程度、または必要に応じて随時	地域課題ごとに部会を設置する
	プロジェクト ガイドブック作成、イベントや研修会などの実施	プロジェクトに参加の意欲がある関係者	月に1回程度定期的に	特定の目的のために一時的に設置
	サブ協議会 障害別、領域別（就労、地域移行、権利擁護…）、地域別等に分野ごとで地域の支援体制（ネットワーク）を検討、評価	サブ協議会ごとに地域の中核的なメンバー ⇒「部会」	月に1回程度定期的に ⇒「部会」	地域の実情と必要に応じて設置する●●毎定例会。
定例会	- 相談支援事業者からの活動報告 - 地域の現状・課題等について地域の関係者が情報共有、協議する場	現場に近いメンバー（実務者レベル）中心		協議会の目的や目標を構成員で共有できていること
全体会	- 地域の課題について、関係機関の代表者レベルや分野を越えた地域の関係者など地域全体で、情報共有・協議・承認する場 - 施策提案、障害福祉計画進捗確認	- 関係機関の代表者レベル中心 - 分野を越えた地域の関係者	年に2～3回開催	全体会と定例会が一体の場合は、内容や構成員、開催頻度を工夫する必要あり

きょうぎかい ほんらい やくわり 協議会の本来の役割は、

• そうだん しえん かいぎ きょうぎかい かだい ほうこく
相談支援会議から協議会へ課題の報告

• こべつ に一ず ちいき かだい ちゅうしゅつ
個別のニーズから地域課題の抽出

• ちいき かだい せいり ぶんせき
地域課題の整理と分析

• ちいき しえん たいせい せいび ちいき かだい かいけつ
地域の支援体制の整備(地域課題の解決)

やくわり じっこう ともな
この役割の実行に伴って、

きょうぎかい そしき じゅうなん へんか
「協議会の組織」を柔軟に変化させていく

あたらしいぶんか
「新しい文化」

- きょうぎかい るーる
・ 協議会のルール
- きょうぎかい やくそく
・ 協議会の約束

せいどじょう いちづ
制度上の位置付け
しょうがいしゃそうごう しえんぽう
「障害者総合支援法」
だいはちじゅうきゅうじょう さん
第八十九条の三

そうだん しえんかいぎ きょうぎかい かだい ほうこく
相談支援会議から 協議会へ 課題の報告

きょうぎかい きのうち はつき
「協議会の6つの機能」を発揮しながら、
ときどき じょうきょう じゅうなん へんか
その時々々の状況にあわせて柔軟に変化していく
きょうぎかい そしき
「協議会の組織」

こべつ ちいきかだい ちゅうしゅつ
「個別のニーズから地域課題の抽出」

ここ

ちいきかだい せいり ぶんせき
「地域課題の整理と分析」

ちいき しえんだいせい せいび
「地域の支援体制の整備」

しょうがいふくしけいかく れんどう
『障害福祉計画』との連動

こべつ にーす ちいきかだい ちゅうしゅつ 個別のニーズから地域課題の抽出

じれい ていーちょう じりつ しえんきょう ぎかい けーけん <事例その1> T 町 自立支援 協議会(K県)

ていれいかい かいぎ あいであ ちえ ば
定例会「がやがや会議」～アイデアや知恵だしの場

ぜんたいかい しょうにん ば
全体会～承認の場

ページ
P 19～

「がやがや会議」で取り組みたいテーマを選定

⇒「日中活動の場・居場所づくり」

⇒その後3事例共有

⇒緊急性取り組みやすさ

ひと すたーと
「ひとりの人の～」からのスタート

⇒「障害児の夏休みの居場所づくり」を検討

⇒使えそうな資源と、資源をつなげて実現できそうな方法を考える

⇒「わくわくふれあいデー」開催

⇒振返りから部会設置へ「長期休暇支援部会」

⇒「わくわくふれあいデー」翌年度拡大開催

⇒住民が子どもたちのことを知る 子どもたちが地域とつながる

かだいしら しーと さっぽろし 「課題調べシート」(札幌市)

◆「課題調べ」シート

相談支援活動の中で直面している「個別的な相談支援では解決しきれない『課題』や『教えてほしい制度や社会資源』について、概要を記入。(シート1枚に、事例ごとをひとつ。不足の場合はコピー)

(☐問題・課題 ☐教えてほしい制度や社会資源 ☐その他 (該当項目に☑))

(それを感じた事例の概要)

(考えられる解決策)

該当項目に☑(複数可)の上、具体的な解決策を記入

- ☐制度に関する解決策
- ☐制度を含めた資源の有効活用による解決策
- ☐その他の解決策

あたらしいぶんか
「新しい文化」

- きょうぎかい るーる
・ 協議会のルール
- きょうぎかい やくそく
・ 協議会の約束

せいどじょう いちづ
制度上の位置付け
しょうがいしゃそうごう しえんぽう
「障害者総合支援法」
だいはちじゅうきゅうじょう さん
第八十九条の三

そうだん しえんかいぎ きょうぎかい かだい ほうこく
相談支援会議から 協議会へ 課題の報告

きょうぎかい きのう はつき
「協議会の6つの機能」を発揮しながら、
ときどき じょうきょう じゅうなん へんか
その時々 の 状況 にあわせて 柔軟 に変化していく
きょうぎかい そしき
「協議会の組織」

こべつ ちいきかだい ちゅうしゅつ
「個別のニーズから地域課題の抽出」
ちいきかだい せいり ぶんせき
「地域課題の整理と分析」
ちいき しえんだいせい せいび
「地域の支援体制の整備」

ここ

しょうがいふくしけいかく れんどう
『障害福祉計画』との連動

ちいきかだい せいり ぶんせき 地域課題の整理と分析

じれい しーし ちいき じりつ し えんきょう ぎ かい しーけん ＜事例その2＞C市地域自立支援 協 議会(C県)

ぜんたいかい ちいきぶかい かんけいせい きはく
全体会と地域部会の関係性が希薄

ぜんたいかい ほうこくかい けいがいか ちいきぶかい かだい かが こりつか
⇒全体会が報告会で形骸化 地域部会が課題を抱えて孤立化

そし きたいせいかいへん いいんこうせいみなお むほうしゅうか
⇒組織体制改編 委員構成見直し 無報酬化

ぜんたいかい ちいきぶかい あいだ うんえいじむきよくかいぎせっち せんもんぶかいせっちか
⇒全体会と地域部会の間に運営事務局会議設置 専門部会設置可

かんみん しんらいかんけいこうちく
⇒官民の信頼関係構築

ちいきぶかい ちいき かだいとうほうこくしょ うんえいじむきよくかいぎ
⇒地域部会から「地域の課題等報告書」を運営事務局会議へ

じゅうようど きんきゅうど じつげんかのうせい とりくみ こうか
(重要度 緊急度 実現可能性 取組の効果)

もんだい ほんしつついきゅう ひつよう とりくみぎろん ちいきかだい たいけいてき せいりぶんるい
⇒問題の本質追求 必要な取組議論 地域課題を体系的に整理分類

うんえいじむきよくかいぎほうこくしょ
⇒運営事務局会議報告書

× しょうこうなんじれい
処遇困難事例

○ かだい ほうこく
課題の報告

ゆうせんじゅんい きやくかんてき しめ
優先順位を客観的に示す

ひがしくちいきかだいほうこくしょ 「東区地域課題報告書」

ひがしくぶかい よ そうだん こえ 東 区 部 会 に寄せられた 相 談 、 声		かだい ちゅうしゅつ 課 題 の 抽 出			ゆうせんど ⑥ 優 先 度			⑦ じっし 実 施 しゅたい 主 体		かだい しんちよくじょうきょう 課 題 の 進 捗 状 況	
じれい もんだいていき ① 事 例 、 問 題 提 起 、 こま 困 りごと…	② そうだんしゃ 相 談 者	こべつにーず ③ 個 別 ニーズ・ ぶかい いけんなど 部 会 の 意 見 等	かだい せってい ④ 課 題 の 設 定	⑤ 類 型 るいけい	じゅうようど 重 要 度	きんきゅうど 緊 急 度	とりくみこうか 取 組 効 果	きょうぎかい 協 議 会	ぶかい 部 会	とりくみていあん ⑧ 取 組 提 案	けいか けつか ⑨ 経 過 ・ 結 果

あた ぶん か
「新しい文化」

- きょうぎかい るーる
・ 協議会のルール
- きょうぎかい やくそく
・ 協議会の約束

せいどじょう いちづ
制度上の位置付け
しょうがいしゃそうごう しえんほう
「障害者総合支援法」
だいはちじゅうきゅうじょう さん
第八十九条の三

そうだん しえんかいぎ きょうぎかい かだい ほうこく
相談支援会議から 協議会へ 課題の報告

きょうぎかい きのう はつき
「協議会の6つの機能」を発揮しながら、
ときどき じょうきょう じゅうなん へんか
その時々 状況にあわせて柔軟に変化していく
きょうぎかい そしき
「協議会の組織」

こべつ ちいきかだい ちゅうしゅつ
「個別のニーズから地域課題の抽出」
ちいきかだい せいり ぶんせき
「地域課題の整理と分析」
ちいき しえんだいせい せいび
「地域の支援体制の整備」

ここ

しょうがいふくしけいかく れんどう
『障害福祉計画』との連動

ちいき しえんたいせい せいび ちいきかだい かいけつ 地域の支援体制の整備(地域課題の解決)

しょうがいふく しけいかく れんどう と障害福祉計画との連動

ページ
P 33～

じれい えぬ し ちいき じりつ しえんきょう ぎ かい ていーけん ＜事例その3＞N市地域自立支援 協議会(T 県)

け あぶ かい つき けー す ほうこく ちいきかだい せいり
ケア部会(1/月)～ケース報告から地域課題を整理

じぎょうしょぶ かい かだい けんどう
事業所部会～課題の検討

ちいきかだい じつげんせい きんきゅうせい こうか
地域課題の実現性、緊急性、効果など

かくねんど じゅうてんかだい ほどけってい
⇒各年度に重点課題5つ程決定

たっせい きげんふく しょういさくせい
⇒達成の期限含む書類作成

ぐたいてき かつどうせいか
⇒“具体的な活動成果”

たっせい ぜんたいかい ほうこく
⇒達成できなくても全体会へ報告。

じりつ しえんきょう ぎ かい
「自立支援 協議会だより」

しょうがいふく しけいかく りねんもくひょう
障害福祉計画～理念目標

きょう ぎ かいほうこくしょ たっせいもくひょう
協議会報告書～達成目標

きょう ぎ かい けんどう ないよう
協議会で検討された内容は
しみん じっさい こえ あ
市民からの実際の声から挙が
にーず じつげん
ったニーズのため、実現する
ため よ さんこうしょう こんきょ
為の予算交渉の根拠としては
ひじょう つよ きょう ぎ かい ほうてき
非常に強い。(協議会は法的
い ち なおさら
な位置づけもあるので尚更)

よ さん ひつよう
ただし、予算が必要なもの
ばかりでもない。

しょうがいしゃそうごうしえんほう 障害者総合支援法

しちょうそんしょうがいふく しけいかく
(市町村障害福祉計画)

だいはちじゅうはちじょう しちょうそん きほんししん そく しょうがいふく し
第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉
さーびす ていきょうたいせい かく ほ ほか ほうりつ もと ぎょう む
サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務
えんかつ じっ し かん けいかく い か しちょうそんしょうがいふく し けい
の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計
かく 画」という。）を定めるものとする。

りゃく
< 略 >

しちょうそん だいはちじゅうきゅうじょう さんだいいちこう きてい きょう
8 市町村は、第八十九条の三第一項に規定する協
ぎかい い か こうおよ だいはちじゅうきゅうじょうだいりくこう きょう
議会（以下この項及び第八十九条第六項において「協
ぎかい せっち しちょうそんしょうがいふく し けいかく
議会」という。）を設置したときは、市町村障害福祉計画
さだ また へんこう ばあい
を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじ
め、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

りゃく
< 略 >

しょうしゃちいきじりつしえんきょうぎかい 障がい者地域自立支援協議会だより（当別町）

※当別町では、障害者基本法に定める計画「障がい者基本計画」と、障害者総合支援法に定める計画「障がい福祉計画」をあわせて「当別町障がい福祉基本計画」としています。

しょうしゃちいきじりつしえんきょうぎかい 障がい者地域自立支援協議会だより

平成23年度 第4回 全体会

開催日時等

開催日時：平成23年12月21日（水）18:00～19:45

会場：当別町総合保健福祉センター2号室 多目的ホール

出席者：18団体23名出席

協議事項 「障がい者福祉基本計画」に意見を反映させよう！

平成23年12月22日（火）に開催された当別町障がい福祉基本計画作成委員会では、今まで協議会で出された意見やアンケート、ヒアリングをもとに計画の理念と基本方針について協議され、障がいサービス係より参加者のみなさんに内容の報告がありました。

○次期障がい福祉基本計画策定について（委員会内容報告）

【理念】

1. 障がいをもつ方が地域でいきいきと生活できるような自立生活を支えます。
2. みんなが共に支え合い安心して暮らすことができる地域社会の実現をめざします。
3. 地域の支援力を高めます。

【基本方針】

- 方針1 地域で支えます。
- 方針2 障がいをもつ方の自立した地域生活を支えます。
- 方針3 働くことを支えます。
- 方針4 発達を支えます。
- 方針5 障がいをもつ方の権利が守られるまちづくりを目指します。

それぞれの基本方針には、「障がい理解」「相談体制の充実」「情報提供体制の充実」「当別町の特性を活かした働く場の創造」「障がい児教育の充実」「権利擁護事業や成年後見制度等の周知活動の充実」など、協議会で出された意見をもとに施策があげられています。



【グループワーク】

当別町障がい福祉基本計画作成委員会から示された基本方針と施策を受け、その施策に対する意見、もっと加えた方がよいと思うこと、重点的に取り組むべき施策についての優先順位をつけよう！

○方針1 『地域で支えます』

特に多く意見が出たのは、「情報提供体制の充実」と「相談体制の充実」「障がいに対する理解の促進」という施策について。出された施策も一着たくさんあるだけに、みなさんの求めている部分も一着大きな割合をしめるようです。



○方針2 『障がいをもつ方の自立した地域生活を支えます』

「バリアフリー環境の整備」「生活支援の充実」に対する意見が多く出ています。特に当別町ならではの課題についての意見が多かったです。



みなさん、グループワークや発表にも慣れてきた様子が見られるようになりました。

○方針3 『働くことを支えます』

「働く環境の支援を充実する」「企業に対する理解を深める」への意見が多かったです。また、特性を活かす働く場というところでは、障害や職業への障がい者雇用拡大につなげては？という意見もありました。

○方針4 『発達を支援します』

「障がい児教育の充実」「発達障がいに対する保育・療育体制の充実」への意見が多かったです。特に学校の中にも福祉サービスをよく知っている専門家がいれば良いのでは？ 発達と共に子どもの成長がスムーズに引き継がれてほしい・・・などの意見が出ています。



新たに出た意見としては、「もっと本人主体の施策があればよい」「できた計画の実行状況の管理を協議会でやっては？」計画のすべての項目に数値目標をいれたらどうかなどありました。

※より詳しい内容を知りたい方は事務局までお問い合わせください

発行：自立支援協議会事務局
障がい者総合相談支援
センター nanakamado
Tel:0133-23-1917

きょうぎかい ほんらい やくわり 協議会の本来の役割は、

• そうだん しえん かいぎ きょうぎかい かだい ほうこく
相談支援会議から協議会へ課題の報告

• こべつ に一ず ちいき かだい ちゅうしゅつ
個別のニーズから地域課題の抽出

• ちいき かだい せいり ぶんせき
地域課題の整理と分析

• ちいき しえん たいせい せいび ちいき かだい かいけつ
地域の支援体制の整備(地域課題の解決)

きょうぎかい しょうがいふくしけいかく れんどう
協議会と「障害福祉計画との連動」

ひつよう
も必要になる

あたらしい ぶんか
「新しい文化」

- きょうぎかい るーる
・ 協議会のルール
- きょうぎかい やくそく
・ 協議会の約束

せいどじょう いちづ
制度上の位置付け

しょうがいしゃそうごうしえんほう
「障害者総合支援法」
だいはちじゅうきゅうじょう さん
第八十九条の三

そうだんしえんかいぎ きょうぎかい かだい ほうこく
相談支援会議から 協議会へ 課題の報告

きょうぎかい きのうち はっき
「協議会の6つの機能」を発揮しながら、
ときどき じょうきょう じゅうなん へんか
その時々々の状況にあわせて柔軟に変化していく
きょうぎかい そしき
「協議会の組織」

こべつ にーず ちいきかだい ちゅうしゅつ
「個別のニーズから地域課題の抽出」 たとえば事例その1
ちいきかだい せいり ぶんせき
「地域課題の整理と分析」 たとえば事例その2
ちいき しえんたいせい せいび
「地域の支援体制の整備」 たとえば事例その3

しょうがいふくしけいかく れんどう
『障害福祉計画』との連動

やくわり
役割

のために

じょうけん
条件

ひつよう
が必要となる。

とりあつかいせつめいしょふう (取扱説明書風)



とい きょうぎかい もくてき わ
Q 協議会の目的が分からない

(A こたえ しょうがいしゃなど しえん たいせい せいび はか ページ
「障害者等への支援の体制の整備を図る」) ⇒ P 4～5

とい きょうぎかい やくわり わ
Q 協議会の役割が分からない

(A こたえ こべつ に - ず ちいきかだい ちゅうしゅつ ちいき しえんたいせい せいび
「個別のニーズから地域課題の抽出」から「地域の支援体制の整備」)

ページ
⇒ P 4～5

とい すべ ひとり
Q なす術がないと一人であきらめている

(A こたえ う ま かんが ページ
「上手いかなかったらみんなで考える」) ⇒ P 6～7

(A こたえ しょぎ だんかい せいか で と く ページ
「初期の段階では成果の出やすいものから取り組む」) ⇒ P 14～15

とい だいいつこうぞう
Q 対立構造がある

(A こたえ きょうぎかい ば だれ そんなちよう たいとう かんけい ページ
「協議会の場では誰もが、尊重される対等な関係で」) ⇒ P 6～7

とい きょうぎかい しゅうち
Q 協議会が周知されていない

(A こたえ しゅひ いしき あんない ほうこく しかた くふう
「守秘を意識しながら案内や報告の仕方を工夫する」)

ページ
⇒ P 6～7・37・39

とりあつかいせつめいしょふう (取扱説明書風)



とい りようしゃ に - すちゅうしん
Q 利用者ニーズ中心じゃない

(A こたえ こべつ そうだんしえんかつどう す あ いしき
個別の相談支援活動からの吸い上げを意識する！)

⇒ ページ P 8～10・19～22

とい きょうぎかい きのう どうじ じっこう
Q 協議会の機能を6つも同時に実行できない

(A こたえ じっこう きのう やくわり
実行すべきは機能ではなく役割)

⇒ ページ P 11～16

とい きょうぎかい そしき こうせい よ わ
Q 協議会の組織をどのように構成すれば良いかが分からない

(A こたえ やくわりじっこう そしき ひつよう おう
役割実行のための組織は必要に応じてできたり、

な 無くなったり、くっついたり、わかれたり) ⇒ ページ P 17～18

とい きょうぎかい かっせいか
Q 協議会が活性化しない

(A こたえ きょうぎかい やくわり じっこう し く こうせい いん さいけんとう
協議会の役割が実行されるための仕組みと構成員を再検討する)

⇒ ページ P 25～30

とい ちいき かだい かいけつ ひつよう しちょうそん る - る か よさんかくほ
Q 地域課題解決に必要な市町村のルールを変えたり、予算確保ができない

(A こたえ じゅうてんかだい せってい しょうがいふく しけいかく れんどう しんちやくかくにん ひつよう
重点課題の設定や、障害福祉計画との連動・進捗確認が必要)

⇒ ページ P 33～38

いんよう さんこうぶんけん ◇引用・参考文献◇

きょうぎかい かん 協 議 会 につぎ ちょうさけんきゅうなど せいかぶつ しゅつばん
協 議 会 に関 して、次 の よう な 調 査 研 究 等 の 成 果 物 が 出 版 さ れ て い ま
す。こ こ で は、と く ①④ を 参 考 に し、「事 例 そ の 1」か ら「事 例 そ の 3」
につ い て は④ を 引 用 し て い ま す。

①「自立支援 協 議 会 の 運 営 マ ニ ュ ア ル」

ねん がつ ざい にほんしょうがいしゃり は び り て - し ょ ん きょうかい
2008年3月 (財)日本障害者リハビリテーション協会

②「自立支援 協 議 会 の 活 性 化 に 向 け て ～

あ ど ば い ざ - ちいきしえんしすてむ じれいしゅう
『アドバイザーとともにつくる、地域支援システム』事例集

ねん がつ ざい にほんしょうがいしゃり は び り て - し ょ ん きょうかい
2009年3月 (財)日本障害者リハビリテーション協会

③「自立支援 協 議 会 の あ り 方 を 探 る ～ 都 道 府 県 自 立 支 援 協 議 会 の 機 能 と 役 割」

ねん がつ ざい にほんしょうがいしゃり は び り て - し ょ ん きょうかい
2010年3月 (財)日本障害者リハビリテーション協会

④「地域自立支援 協 議 会 活 性 化 の た め の 事 例 集」

ねん がつ ほっかいどうちいきけ あまねじめんとねっとわーく
2011年3月 北海道地域ケアマネジメントネットワーク

⑤「平成23年度相談支援従事者研修 (専門研修) 研修ノート」

ねん がつ ほっかいどうちいきけ あまねじめんとねっとわーく
2011年11月 北海道地域ケアマネジメントネットワーク